

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	子ども・子育て支援法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊後大野市は、子ども・子育て支援法に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために法令を遵守するとともに、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊後大野市長

公表日

平成30年4月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	94 子ども・子育て支援法に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行っている。</p> <p>具体的な手続及びその使用するシステムは、</p> <p>①子どものための教育・保育給付を受ける資格及び該当区分についての認定若しくは支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその審査に対する応答に関する事務 -ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ</p> <p>②支給認定証に関する事務 -ア</p> <p>③労働又は疾病の状況等若しくは認定事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 -ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク</p> <p>④職権による支給認定の変更に関する事務 -ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク</p> <p>⑤支給認定の取消しに関する事務 -ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク</p> <p>⑥保護者又は扶養義務者の資産又は収入の状況の調査に関する事務 -ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク</p> <p>※エクセルファイル、桐ファイルについては、個人番号での管理を行わない。</p>
③システムの名称	(ア)総合福祉システムWEL+、(イ)Acrocity行政基本、(ウ)Acrocity総合収納管理、(エ)総合滞納管理、(オ)MICJET番号連携サーバー、(カ)中間サーバー、(キ)エクセル、(ク)桐、(ケ)サービス検索・電子申請機能(大分県電子申請システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉子ども子育て支援・保育料情報ファイル、総合収納管理情報ファイル、総合滞納管理情報ファイル、中間サーバーファイル、大分県電子申請システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1:情報提供の根拠 子ども・子育て支援法に関する事務については、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。</p> <p>2:情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の116の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長	子育て支援課長 高野 辰代
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課法規係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て支援課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

